

記者会見要旨

日 時：2019年7月17日（水）午後2時30分～午後3時25分
場 所：太陽生命日本橋ビル8階 第6会議室
出席者：鈴木会長、森本副会長、岳野副会長・専務理事

冒頭、森本副会長から、自主規制会議の状況について、岳野副会長・専務理事から、証券戦略会議の状況等について、それぞれ説明が行われた後、大要、次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

市場区分の見直しに関し入手した情報を不適切に提供して勧誘した一連の野村証券の事案について、改めて鈴木会長の見解を伺いたい。

（鈴木会長）

本事案は、以前から申し上げているとおり、法令には違反していないが、法令の意図するところに反しているという部分があったわけである。このような場合には、法令が意図するところを考え、これはやってはいけないことだと判断できるようなコンプライアンス意識を持つことが必要だと考えている。

本事案の一番の問題点は、コンプライアンス意識に関しての教育が不足していたことだろうと思う。野村証券もその点を深く謝罪しており、関係役員等の処分を自ら行っている。こういったことを総合的に考慮し、市場の公正性・公平性に対する信頼を著しく損なったということで、野村証券に対して、職業倫理等を含むコンプライアンス意識の徹底及び情報管理に係る適切な内部管理体制の構築を行い、再発防止策の確実な実施・定着を求める勧告を行った次第である。

（記者）

今年の6月総会では、株主提案を受けた会社は過去最高の54社に上り、会社提案の議案への賛成比率の低下が目立った。機関投資家だけでなく、個人投資家もコーポレートガバナンスへの関心を高めて

きており、特に印象に残った総会や今後の課題について、会長の見解を伺いたい。

(鈴木会長)

ご指摘のとおり、今年の株主総会はコーポレートガバナンスが焦点だったように思う。特に印象に残った総会というよりは、全体的な傾向として、経営者の再任や社外取締役の選任に対し反対票を投じる傾向が強まるなど、株主総会という場が、これまでは形式的な承認の場であったところから、体裁よりも質の向上が求められるようになっているという印象である。

そういった意味で、会社が「株主との対話力」の更なる向上を図る重要性を改めて感じており、社外取締役一つ取っても、「量」ではなく「質」の面が重要となってくることを再認識したところである。

(記者)

「入手情報を不適切に利用した投資勧誘に関する注意喚起について」に、「先般、一部の会員において」と記載があるが、野村証券という名前が出ていないのは何故か。

(森本副会長)

会員証券会社全体に対する注意喚起であるため、そのような表現としている。

(記者)

先ほど、こうした事案が発生したのは、コンプライアンス意識に関する教育が不足していたことによるという話があったが、協会の認識としては、コンプライアンス意識、例えば、「こういった情報を流出させてはいけない」という教育があれば、今回の事案は起こらなかったという考えか。

(鈴木会長)

そういう意識が徹底されていれば、ということで申し上げている。

今回の事案は法令違反ではないが、法令の意図するところを汲む、そういう能力をきちんと身に付けなければならないという意味で申し上げた。

(記者)

今回、野村証券に出された勧告というのは、どれくらいの強さなのか。

(鈴木会長)

会員に対する「処分」は、協会定款第 28 条に定められている。定款第 29 条は、「会員に対する勧告」という項目で、基本的には、取引の信義則の遵守状況などが適当でないと認めるときは、当該会員に対して勧告することができる。今回はそれを適用したということである。

(記者)

今回の事案は、処分ではなく勧告ということか。

(鈴木会長)

金融庁における処分と当協会における処分には意味の違いがある。そういう意味でも勧告である。

(記者)

2 点お聞かせ願いたい。まず、野村証券の情報漏洩の問題であるが、先ほど会長から法令が意図するところを汲むことを身に付けなければならないという話があった。ただ、今回の事案は「処分」ではなく「勧告」というところにとどまったと考えている。以前の記者会見では処分を含めて検討するという話であったが、今回、処分に至らなかったことについて改めて見解を伺いたい。

(鈴木会長)

以前の記者会見でも申し上げたが、処分というのは法令諸規則違

反の場合に行うもので、今回の事案は法令違反ではないため、勧告を行ったということである。

(記者)

今回、この事案を受けて、会員通知という形で注意喚起文書を出されたということであるが、注意喚起を行った意図を改めて伺いたい。また、このような事例が過去にあったのかも併せて伺いたい。

(鈴木会長)

先ほど申し上げたように、今回の事案は自主規制規則の定める重要事項に該当しない内容であっても、市場の公正性・公平性を損なうおそれがあるため、今般、会員代表者に向け注意喚起文書を発出した。これを機に、各証券会社において自社の内部管理体制が十分に構築されているかを点検していただき、不十分な点があれば見直し、それに伴う社員の教育研修を適切に実施するなど、体制整備に努めていただきたい、そういう意図をもって出させていただいた。

(記者)

聞き方が悪くて申し訳ない。証券会社で何らかの不祥事があった際に、会員通知という形で注意喚起を証券会社全社に出した事例は過去にあったのか。

(森本副会長)

過去、証券業務や市場の取引で問題が起こった時に、注意喚起の文書を出したことは多々ある。例えば、外貨建て商品の販売にあたり不適切な勧誘が行われた事案が多かった際や、大量誤発注に係る事案が発生した際にも出している。

(記者)

暗号資産の技術を使った STO について、SBI ホールディングスの北尾社長が、健全な普及に向けて新団体を作るという考えを示しているが、これについて日本証券業協会としてはどう見ているのか。また、

日本証券業協会の STO についての理解、今後このような資金調達
が普及した場合の自主規制というものの受け皿になる意向はあるのか。

(鈴木会長)

私も北尾社長ご本人に聞いたわけではなく、報道ベースでしか承
知していないので、詳細は分からないが、いずれにしても STO が健
全に発展していくためには、一定の規制が必要であるということは
はっきりしている。暗号資産に関連する取引は金商法の対象となる
話もあるので、一般的には当協会も関係してくるわけではある。だが、
こういった暗号資産関連のものは既に自主規制がある中で、STO に関
する自主規制部分のみ当協会だけが受けるということはないと私は
認識している。

(記者)

野村証券への勧告について、協会員への勧告を記者会見の場で公
表するというのは異例ではないのか。

(森本副会長)

勧告は、通常事務的に行っており、自主規制会議に報告するのは処
分と同時にを行う場合である。今回は、処分は行わず勧告のみであるが、
会員通知の発出等との関係もあることから、自主規制会議にて野村
証券に対して勧告を行う旨を報告した。

(記者)

今回、特別な措置を取った理由は何か。

(森本副会長)

我々としても、今回の件はこのような会員通知を発出すべき問題
であると受け止めており、注意喚起の内容と併せて報告したという
ことである。

(記者)

今後、野村証券から報告書の提出を受ける等の事務的な手続きはあるのか。

(鈴木会長)

報告を受けることになっており、公表できないが、報告期限も決まっている。

(記者)

業界最大手でこのようなことが起きたということを重く受け止めているということの良いか。

(鈴木会長)

今回は非常に大きな話題にもなり、ご指摘のとおり業界最大手の会社が謝罪会見を開いている事態である。自主規制会議で報告した事項をこの場で皆様にご説明しているところであるが、自主規制会議の外部委員を含めて今回の件を重く見る意識がある中で、会員全体に喚起をするということを報告した。また、業界最大手の会社ということで、皆様の関心が高いのだと認識している。

(記者)

T+2のシステム変更の関係で、一部のネット証券でトラブルが発生しているようだが、協会としては今回のシステムの移行に関して何かトラブル等の事例は把握しているか。

(鈴木会長)

同社の公表によれば、SBI証券において7月12日の夜間PTSで約定された一部の顧客において、トラブルがあり、現在復旧作業中ということだ。また同公表によれば、T+2にある程度関連しているようだ。それ以外でトラブルというのは聞いていない。

(記者)

最近の日本の株式市場は非常に売買が低調で、一部では日銀のETF買入れの影響で流動性が低くなっているという指摘もあるが、最近の売買高の低調の原因について、会長の見解を伺いたい。

(鈴木会長)

日銀のETF買入れが流動性を低下させているとは思っていない。もともと夏場になると売買高が少し落ちるといのはあるが、米中貿易戦争の行方、参議院選挙、ブレグジットなど様々な不確定要素があり、なかなか買いつらい状況にあるのではないかと個人的に思っている。

為替を例にとっても、日銀短観の想定為替レートである109円台から下にある状態で、他のマーケットよりは少し出遅れているとは思いますが、日経平均株価は21,000円台と、比較的強い動きになっている。

売買状況としては、昨年、外国人投資家が現物で約5兆7,000億円、先物で約7兆円以上、合計で約13兆円売り越しているため、今年は外国人投資家の買いが期待されているわけであるが、現在でも現物で約1兆7,000億円売り越している。そういう意味では、日本のマーケットで主力的に売買している外国人投資家の買いが薄いことが大きな原因の一つではないかと思っている。ただ、大和証券の調査によると、主要上場企業の経常利益は今期は3.6%、来期も3.5%の増益を予想しているのを見ると、各企業は弱めの決算予想を出しているが、実質的にもう少し良い業績になれば、株価はまた上昇してくると考えている。

(記者)

野村証券への勧告について、法令には違反していないが、その意図するところに反しているということで勧告を行ったとのことだが、こういったことは過去に事例があるのか。また、勧告というのは、法令には違反していないがその意図するところに反するような件に対して出されるものであるという認識で良いか。

(鈴木会長)

こういった勧告の事例は過去にある。また、勧告に対する認識もおっしゃるとおりである。先ほど申し上げたとおり、定款第 29 条の中で、取引に関する信義則の遵守が不相当だと認められた場合に、当該会員に対して勧告ができると定めている。

(記者)

自主規制規則へのプリンシプルベースの導入によって、今回のような事案が処分の扱いになるという可能性はあるのか。

(鈴木会長)

定款が改正されれば別だが、現定款で、処分を行うべき要件は法令諸規則違反が認められるものであると定めているので、プリンシプルベースの導入によって処分を行うことになるということではない。

プリンシプルベースの導入については、当協会が定めている規則等の中で、非常に細かく記述されており、ここまで規定する必要はないと認められたものを削除していくという趣旨であり、全ての規則等をプリンシプルベースで見直すということではない。必要なものはそのまま残していく。

(記者)

今の質問と関連があるが、野村証券の場合、過去に 3 億円という巨額の過怠金を科された事例があり、当時の過怠金額を踏まえてもかなり重い処分を下されたにも関わらず、金融庁の言うところの類似性が認められる事案がまた発生してしまった。自主規制で下した処分が、数年経ってしまっただけではいるが、十分に効果を発揮したのかという問題点があると思っている。そういった中で、勧告をこのような平場の記者会見を通じて世の中に公表するにあたって、予防していくという観点から重要性を考慮したのか。金融庁は、もちろん法令違反がないが業務改善命令というところで少し異例の判断をされたのかなとも思うが。

(鈴木会長)

基本的にはおっしゃるとおりである。増資インサイダーの事案では3億円という、それまでの過怠金の中ではかなり大きな金額が科されたわけである。詳細はわからないが、金融庁としても、こういうことが起きてはいけないということで業務改善命令をなされたのだと思う。基本的な考え方としては我々も同じであり、勧告を行った上で、今回は業界全体として会員代表者宛てに、今ご指摘の「予防」の意味を含めて注意喚起を行ったということである。

(記者)

今回は、被害者がいる事案ではないが、投資家の損失が生じ得た事案ではないかと思うが、注意喚起を行い、幅広く公表することで、こういうインサイダーの類似性が認められる事案で投資家が損失を被るようなことを未然に防ぐという、協会の自主規制団体としての意識は十分に伝えられているとの考えか。

(鈴木会長)

個別銘柄を言ったわけではないので、投資家の損や得という部分ではなく、少なくとも公平性や公正性に対する信頼を損ねるようなことについて、当協会としてはあってはならないと考えており、投資家の保護に資するという目的を含めて行ったと理解していただければと思う。

(記者)

日本取引所グループと東京商品取引所の総合取引所の設立に関連して、商品先物取引の自主規制規則はいつから適用することで作業が進められているのか。設立予定の10月1日なのか、大阪取引所に商品が移管される来年7月を目標に適用を進めているのか、その点に関して金融庁の指示はあるのかを伺いたい。また、証券業の免許を持っていない商品先物取引業者が、特定業務会員として協会に加入することになると思うが、その場合、正会員との違い、例えば入会金や会費が軽減される、総会の議決権がない、協会役員になる資格がない等の違いはあるか。

(鈴木会長)

後者に関して申し上げますと、まだ決まっていない。商品デリバティブだけを取り扱っている業者が特定業務会員として当協会に加入することになるが、現時点だと両方の自主規制に服すことになり、2つの協会に会費を払わなくてはならなくなるので、その点については、これから検討していくところである。ただ、基本的には、特定業務会員としての資格になる。

(森本副会長)

当協会の自主規制がいつから適用になるのかということだが、大阪取引所で取引が始まる時からということになる。基本合意にあるTOBが実施されても、それは商品取引所である東京商品取引所が日本取引所グループの傘下に入るだけであるので、それだけで自主規制が適用になるということではない。

以 上